山形県開発審査会の公開の取扱いについて

平成　９年　５月２９日　制　　定
平成１０年　７月２９日　一部改正

1　山形県開発審査会は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する議案の会議については非公開とする。

（１）個人に関する情報に係るものとして次のいずれかに該当するもの

ア　自己用住宅に関する案件

イ　店舗又は工場と住宅部分が切り離し困難な併用住宅に関する案件

（２）法人その他団体 (国及び地方公共団体を除く。以下「法人等という。」に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に係る案件であって、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあると会長が認めるもの

（３）前(1)及び(2)以外の案件で、特に会長が非公開とすべきと認めるもの

2　会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

3　傍聴席は一般席及び報道関係者席とする。

4　一般席に係る会議の傍聴は 、次に定めるところにより実施するものとする。

（１）一般席の傍聴人（以下「一般傍聴人」という。）の定員は、10 名とする。

（２）会議を傍聴しようとする者は、会議開会前 15 分までに傍聴受付に集合するものとし、傍聴しようとする者の総数が､(1)に規定する定数を超過した場合は抽選により一般傍聴人を決定するものとする。

（３）会議開会前 15 分を経過した後において、傍聴しようとする者が到着した場合は、(2)に規定する傍聴被決定者と(1)に規定する定数との差分を先着順に一般傍聴人と決定する。

（４）傍聴を認められた者は受付を済ませて入室するものとし、会議開会以降の入室は認めないものとする。

（５）一般傍聴人に対しては、資料を配布しない。

（６）次の一に該当する者は、一般傍聴席に入ることができない。

ア　銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ　張り紙、 ビラ、 掲示板、 プラカード、 旗、 のぼり、 垂れ幕、 傘(かさ)の類を携帯している者

ウ　はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

エ　ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機、携帯電話、ポケットベルの類を携帯している者

オ　笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

カ　下駄、木製サンダルの類を履いている者

キ　酒気を帯びていると認められる者

ク　異様な服装をしている者

ケ　その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（７）児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

（８）一般傍聴人は、傍聴席にいるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

ア　審議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

イ　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

ウ　はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ

幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

エ　帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りではない。

オ　飲食及び喫煙をしないこと。

カ　みだりに席を離れないこと。

キ　不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

ク　その他審議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（９）一般傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（10）一般傍聴人が、前(8)及び(9)に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

５　報道関係者（県庁記者クラブ加盟者）については、次に定めるところによるものとする。

（１）定員は設けない。

（２）会長が必要と認めた資料を配布する。

（３）報道目的のため必要な機材の持ち込みを認めることとし、議事進行に支障のない範囲内においてその使用を認めるものとする。

（４）前４項の(9)及び(10)は報道関係者に準用する。